

令和5年5月8日

都立王子総合高校保護者の皆様
同 生徒の皆さん

東京都立王子総合高等学校長
榎野 治和

新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴う本校の対応について

日頃より本校の教育活動に対して、ご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。現在、新型コロナウイルス感染症については、ほぼ収束に向かいつつあり、国は、5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、5類感染症へ移行することを決定いたしました。それに伴い、文部科学省並びに、都教育委員会からも新たな対応についての指示が出されました。

政府の決定並びに、都教育委員会からの通知により、本校においても、5月8日以降、新たに下記のとおり、対応することといたします。各ご家庭におかれましても何卒その趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

記

1 日常の学校生活について

- (1) 不織布マスクの着用を求めないこと基本といたします。
- (2) 登校に際して、生徒エントランスにあるサーモグラフィカメラによる検温は実施しません。
- (3) 適切な換気の確保や、生徒エントランス、各教室入室時における手指消毒や咳エチケットの指導以外、特段の感染症対策を講じることは不必要となりました。

2 「出席停止」等の取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の「**出席停止**」期間は、**都教育委員会の通知により、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」**を基準とします。また、出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対しては、マスクの着用を推奨します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の予防接種を受ける場合や、副反応時の発熱等による欠席は、「出席停止」ではなく、「欠席」扱いとなります。
- (3) 感染後、登校する際には、裏面掲載の「**治癒証明書**」を提出してください。この証明書は、医療機関ではなく、保護者が直接記入してください。また、本校のホームページにも掲載いたしますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、医療機関発行の陰性証明並びに、検査結果を証明する書類の提出は必要ありません。
- (4) 感染が不安で休ませたいと申し出があった生徒の出欠の取扱いは、**文部科学省からの通知により、「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合」や、「生徒自身に基礎疾患等があることにより重症化リスクが高いと主治医の見解を保護者に確認の上、登校できないと判断した場合」**にのみ、「出席停止」扱いとします。

3 濃厚接触者の取扱いについて

- (1) 5月8日以降は、**濃厚接触者としての特定は行われ**ないこととなります。
- (2) 同居している**家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒や、学校等で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルスの感染が確認されていない者については、出席停止の対象とはしません。**

【本件問い合わせ先】

東京都立王子総合高等学校
副校長 齋藤 隆行
03(3576)0602